

五色文化ホール ご利用の手引き

施設概要 五色文化ホールは最大296名収容できる多目的ホールです。講演会、式典、郷土芸能等の発表会、コンサートや演劇等、様々な利用ができるように音響、演出照明システム、プロジェクター設備が充実しています。また、可動式の客席と昇降舞台の採用により、収容人数に応じた利用が可能です。

住 所 兵庫県洲本市五色町都志 203 番地 洲本市役所五色庁舎 3 階

開館時間 午前 9 時～午後 10 時

使用期間 原則として、引き続き 5 日を越えて使用することはできません

休 館 日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他市長が特に必要と認めるとき

申込場所 五色総合事務所 1F 地域生活課（TEL: 0799-33-0160）

申込方法 ご利用月の 6 ヶ月前の属する月の初日から受付可能です。

（例：11 月 20 日に使用する場合、5 月 1 日以降の平日から申し込み可）
主催者または代理人が、五色総合事務所 地域生活課へ直接来庁し、所定の使用申込書に記入してお申込みください。電話・口頭による申込みはできません。

申込受付時間等 土日祝日と年末年始を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

【使用料一覧】

室 名	1 時間当たりの使用料	
	9 時～18 時	18 時～22 時
ホール（全室）	2,750 円	3,300 円
ホール（半室）	1,400 円	1,650 円
控室 1	450 円	550 円
控室 2	450 円	550 円

- 1 使用時間には、準備・後片付けに要する時間を含みます。なお、準備又は練習のために前日に使用するときの使用料は、当該使用区分に係る使用料の 7 割を請求します。
- 2 附属設備及び持ち込み電気機器を使用するときは、市長が別に定める額を請求します。
- 3 洲本市、南あわじ市又は淡路市の区域内に住所を有する個人又は事務所若しくは事務所を有する法人その他の団体以外のものが使用する場合は、当該使用区分に係る使用料の 10 割の額を割増使用料として別に請求します。
- 4 入場料若しくはこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる使用料の 20 割の額を上限として、その都度決定する割増使用料を別に請求します。
- 5 冷暖房使用時は、ホール及び控室の使用料の 5 割相当額を別に請求します。
- 6 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間とします。

【附属設備使用料一覧】

設備区分	単 位	使用料金
舞台設備	1 式	1回 3,300 円
照明設備	1 式	1回 5,500 円
音響設備	1 式	1回 5,500 円
映像設備	1 式	1回 3,300 円
楽器類（ピアノ）	1 台	1回 8,800 円 （調律は実費）
持込電気機器 （定格消費電力の合計kw）	1 kw	1回 220 円

使用前の打合せについて

施設及び設備機器の使用方法について、事前に打合せが必要な場合はご相談ください。

使用料の減免

次のような場合は、ホール及び控室の使用料を減額または免除することができます。

- (1) 洲本市（以下「市」という）又は洲本市教育委員会（以下「教育委員会」という）が使用するとき（10割）
- (2) 市又は教育委員会と共同して使用するとき（10割）
- (3) 市又は教育委員会が後援し、又は協賛した公共団体が使用するとき（8割）
- (4) その他、市長が特に必要と認めるとき（5割）

減免申請を行う場合、後援・協賛許可書や共催確認書等の書類が必要です。

減免申請をして施設を使用する場合は、その関係課の責任において施設の使用及び管理をお願いします。

使用料の還付

納付いただいた使用料は還付しません。ただし、以下の場合については、申請により全部又は一部を還付することができます。

- (1) 天災地変その他使用者の責に帰し得ない理由により使用できなくなったとき（納付した使用料の全額）
- (2) ホールの管理上の都合により、施設が使用できないとき（納付した使用料の全額）
- (3) 使用者が、使用期日前5日までに使用の取消し又は変更を申し出て、その理由が認められたとき（納付した使用料の8割相当額）

使用者の遵守事項

- (1) 許可を受けた場所以外で火気を使用しないこと
- (2) 許可なくホール内外に張り紙、くぎ打等をしないこと
- (3) 許可を受けた以外の器具を使用しないこと
- (4) 施設の使用を終了したとき、又は使用の中止、停止等をしたときは、施設を原状に回復して返還すること
- (5) 施設内外の秩序を保つため必要に応じて整理人等を置くこと
- (6) 入館者に対して、以下の規定を遵守させること

入館者の遵守事項

- (1) 許可を得た場所以外で飲食し、火気（喫煙含む）を使用しないこと
- (2) ホール内を不潔にしないこと
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと
- (4) 許可を受けた場所以外に出入りしないこと

使用の制限

次のような場合は、使用許可できません。また、すでに許可済みの場合でも使用許可の取り消しあるいは中止することがあります。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公益上又は管理上支障があり、又は市長において不相当と認めるとき。
- (4) 条例や規則に違反すると認められるとき。
- (5) 許可した使用条件に違反すると認められるとき。

次のような場合は、入館をお断りします

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者（但し、介助犬・盲導犬を除く）
- (2) 公の秩序又は公益を害するおそれがあると認める者
- (3) その他ホールの管理上必要な指示に従わない者

施設等の破損の届出

使用者は、ホールの施設及び附属設備等を破損したり、滅失したときは、直ちに届け出て、その損害額を賠償し、又は損傷した施設もしくは設備を原形に復さなければなりません。

免責事項

ホール施設内において、盗難及び災害等により使用者及び入場者が受けた損害については、市は刑事上、民事上の一切の責めを負いません。

お問合せ先 洲本市役所 五色総合事務所 地域生活課
住所：〒656-1395 兵庫県洲本市五色町都志 203 番地
TEL：0799-33-0160（代表）
FAX：0799-33-0222
Mail：chiikiseikatsu@city.sumoto.lg.jp

平面図

